

平成 28 年度建設産業担い手確保・育成事業

「技術力向上等事業（入職促進ツール製作支援）」募集要項

(一社)鹿児島県建設業協会

1 目的

少子高齢化が進展し人口減少社会を迎える中、地域の建設産業においても担い手である技術者や技能者について、若年の入職者が減少するとともに、従事者の高齢化が急速に進行している。一方、雇用環境においても、高校生の求人倍率は 2 倍となるなど売り手市場の状況が継続しており、大手ゼネコンを始めとした県外からの求人活動も積極的に行われるなど、地元建設事業者は、大変厳しい雇用環境に置かれている。

このような中、若年者の入職促進及び定着率の向上を図るため、積極的な求人活動を行う県内建設産業事業者に対し、入職促進ツール製作支援を行うことにより、自社 PR 能力や入職促進ツールを活用した担い手確保の技術力を向上させ、協会主催の説明会・面談会等で活用するとともに、事業者独自に行う高校生、大学生への求人ツールとして活用する。

2 応募対象者

応募できる企業等（以下「受託希望企業等」という。）の要件は、以下のとおりとする。

- (1) 鹿児島県内に本店を有し、建設業及び関連する事業（日本標準産業分類の大分類 D-建設業、及び大分類 L-学術研究、専門・技術サービス業のうち土木建築サービス業[742]に分類されるもの）を営む者であること
- (2) 社会保険、労働保険に加入している事業所であること（適用除外事業所を除く。）
- (3) 県税を滞納していないこと
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に規定する者に該当しないこと
- (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと若しくは経営状態が著しく不健全である者でないこと
- (6) 「鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱」第 3 条に規定する暴力団排除措置の対象となる法人等でないこと

3 対象経費

パンフレット製作費、ホームページ改修・製作費、独自製作の入職促進ツールの製作費

4 助成金額

助成対象経費の 2 / 3 以内で、10 万円を限度とする。

5 助成の条件

- (1) 協会が主催する平成 28 年 8 月又は平成 29 年 2 月開催の「合同企業説明会・面談

会インターシップフェア」に参加すること。

(2) 上記(1)の開催日までに、助成対象品を製作し、協会の確認を受けること。

6 応募期間

平成 28 年 7 月 1 日（金）から平成 28 年 7 月 15 日（金）午後 5 時まで（必着）

7 応募方法

下記の応募書類を、6 の応募期限内に協会へ郵送又は持参により提出してください。

(1) 技術力向上等事業助成金交付申請書（別記様式第 1 号-2）

(2) 技術力向上等事業計画書（別記様式第 15 号）

(3) 応募書類は、ワープロソフトを使用して日本語で作成してください。

8 応募書類作成上の注意

(1) 後述する審査においては、応募書類を基に事業計画を評価しますので、その内容を細大漏らさず記入してください。

(2) 事業計画のうち事業内容は、作成する支援対象ごとに目的、内容、効果等について、具体的に記載してください。

9 選考

応募者多数の場合は、協会では審査会を開催し、採択を決定します。

(1) 主な審査基準

ア 事業計画の実現可能性

イ 事業遂行能力（継続性）

ウ 申請企業の採用活動（ハローワークへの求人登録や協会をはじめとする各団体の企業説明会・面談会参加、インターンシップ、職場見学、現場見学の開催等）の状況

(2) 採択

応募者全員に対して、文書による採否結果の通知を行います。

10 採択後のスケジュール

(1) 審査による採択後、協会が交付を決定します。

(2) 助成金は、精算払いとなります。事業の完了後、経費支出の証拠書類を添付した実績報告書を提出していただき、協会が確認した上で、助成金交付額を確定します。

(3) 助成金交付確定後に、事業者から提出された請求書に基づいて助成金を交付します。

11 助成の取り消し

次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消す場合があります。

(1) 交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令等又は協会の指示に違反したとき。

(2) その他、応募内容に虚偽の記載があったとき。

12 助成事業者の義務

(1) 計画変更の承認

- ① 助成事業の内容を著しく変更しようとするときは、あらかじめ計画変更の承認を受ける必要があります。
- ② 助成事業の対象となった経費の配分の変更をする場合は、あらかじめ計画変更の承認を受ける必要があります。
※助成事業に要する経費の総額の2割を超えて変更する場合はいいます。
- ③ 助成事業を中止し、又は、廃止する場合は、速やかに届け出、その承認を受ける必要があります。
- ④ 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、報告書を提出のうえ指示を受ける必要があります。

(2) 助成事業の遂行

助成金交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を遂行しなければなりません。

(3) 事故の届け出

助成事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなったとき、又は助成事業の遂行が困難になったとき、助成事業を中止、又は、廃止する場合は速やかに事故届出書を提出し、その指示を受けなければなりません。

(4) 状況報告

必要に応じ状況報告書により、助成事業者に対し助成事業の遂行の状況について報告を求めることがあります。

(5) 実績報告

助成事業が完了したときは、その日から起算して30日以内又は助成金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（「技術力向上等事業（入職促進ツール製作支援）」報告書（別記様式第16号）、（別記様式第16-2号））に関係書類を添えて、提出しなければなりません。

助成事業の実施及び実績報告については、次の事項の注意点に御留意のうえ、事業を実施してください。

- ① 助成対象経費の算定については、交付決定日以降の支払い（領収日）分が助成対象の算定になりますので、注意してください。
- ② 事業の終了に併せて、事業成果等のわかる資料等を添付していただく必要がありますので、注意してください。

パンフレットは現物、ブース装飾ツールはデザイン画像と使用状況がわかる写真、ホームページは、ファイルのアップロード、URL、アドレスのわかる資料を提出する。

(6) 立入検査等

助成事業の適性を期するため、必要があるときは、助成事業者に対し報告させ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることがあります。

(7) 証拠書類の保管

助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を、助成事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。

1.3 その他

- (1) 応募された書類等の返却は致しませんので、予めご了承ください。

- (2) 応募内容については、秘密は厳守します。
- (3) 申請した事業内容については、企業の名称、代表者名、概要など必要最小限度の範囲で公表することに同意したものとみなします。
- (4) 審査結果に対する個別の問い合わせには、お答えできません。

1 4 問い合わせ先（応募受付及び詳しい事業案内等）

一般社団法人鹿児島県建設業協会
人材育成対策室 加世田、岩本
〒890-8512 鹿児島市鴨池新町6番10号
TEL 099-230-0082 fax 099-230-0082
E-mail : jinzai01.kakenkyo@athena.ocn.ne.jp